

令和元年度答申第47号
令和元年11月8日

諮問番号 令和元年度諮問第43号（令和元年10月18日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾が投下された際、当時のA市の区域内に居て直接被爆したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人の上記主張を確認することができる記録がないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条1号には、「原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者」が掲げられている。

- (2) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成28年9月20日、処分庁に対し、A市に原子爆弾が投下された際、C地のP宅で直接被爆したとして、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（本件申請）をした。

（被爆者健康手帳交付申請書）

- (2) 処分庁は、平成29年2月9日付けで、審査請求人に対し、関係資料を調査した結果、A市への原子爆弾投下時に審査請求人がP宅に居て直接被爆したことを確認することができる記録がなく、また、過去に国や県などの行政機関が行った調査に審査請求人の被爆に関する記録がなく、申請内容の確認ができなかったとの理由を付して、本件却下処分をした。

（被爆者健康手帳交付申請却下通知書）

- (3) 審査請求人は、平成29年3月2日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和元年10月18日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が骨折の治療のために通っていたC地のP宅で直接被爆したことは、同人の子供又は親戚に確認することができるはずであるから、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条1号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

審査請求人が被爆した場所として主張しているC地にPを世帯主とする世帯が居住していたことは、当時の厚生省が昭和50年に行った「昭和50年度原

子爆弾被爆者実態調査・原爆被災復元調査補完用調査」（以下「昭和50年度被爆者実態調査」という。）の調査票等の資料から確認することができる。

しかし、Pが原子爆弾投下時にC地の自宅に居た事実を裏付ける証拠は見つかっていないし、同人に対して被爆者健康手帳が交付されたことを確認することができないため、本件申請時の資料からは、同人が原子爆弾投下時に自宅に居たかどうかを確認することができない。

また、P以外の世帯員に対しては、自宅で直接被爆したことなどを理由として被爆者健康手帳が交付されているが、その交付申請時の資料にPが原子爆弾投下時に自宅に居た旨の記載はない。そして、昭和50年度被爆者実態調査の調査票中のPに関する「原爆投下当時の就業、就学状況」欄には「D海軍Q部隊」との記載が、「広島・長崎両市に投下された原子爆弾による死没者に関する調査（昭和60年10月3日現在）」（以下「昭和60年度被爆者実態調査」という。）の調査票中のPに関する「原爆投下当時の就業のまたは就学状況」欄には「E地」との記載があるから、これらの記載からは、Pは、原子爆弾投下当時、応召中であつたことが推測される。

さらに、処分庁は、平成28年12月14日、Pの息子のRに対し、「お父さん（P）は、整体の仕事をしておられましたか」及び「原爆が落ちた日に、あなたの家にお父さん（P）の治療を受けに来ていた人はいませんでしたか。」との質問をしているが、これに対し、Rから、「仕事というわけではなくて、報酬ももらわずに、近所の人とかにしてやったりしていたということを聞いたことはあります。」及び「その日家に誰か来ていたとか、そのようなことはわからない。」との回答があつた。

そうすると、審査請求人が昭和20年8月9日にC地のP宅を訪問していた事実を裏付ける証拠も見つかっていない。

以上によれば、審査請求人が被爆者援護法1条1号の要件に該当することを確認することができない。

したがって、本件却下処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求受付（処分庁）：平成29年3月2日

(審査庁) : 同月 13 日
審理員の指名 : 令和元年 6 月 5 日
(本件審査請求受付から約 2 年 3 か月)
審理員意見書提出 : 同年 10 月 9 日
(本件審査請求受付から約 2 年 7 か月)
本件諮問 : 同月 18 日
(本件審査請求受付から約 2 年 7 か月半)

(2) そうすると、本件では、審査庁による本件審査請求受付から審理員の指名までに約 2 年 3 か月もの長期間を費やしたため、本件審査請求受付から本件諮問までに約 2 年 7 か月半もの期間を要している。換言すれば、審理員の指名から本件諮問までにわずか 4 か月半しか要していないから、審理員の指名が速やかに行われていたならば、本件審査請求受付から本件諮問までの期間は半年足らずで済んだものと考えられる。

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1 条）から、本件審査請求受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、行政不服審査法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきた（被爆者援護法に基づく医療特別手当の失権処分に関する平成 30 年度答申第 21 号、第 66 号、第 73 号、第 86 号及び第 87 号）が、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、骨折の治療のために通っていた C 地の P 宅で同人の治療を受けた後、同人宅を出ようとした瞬間に直接被爆したと主張している（被爆者健康手帳交付申請書の「直接被爆状況」欄参照）が、その主張を証明する資料を何ら提出していない。

(2) 処分庁は、昭和 50 年度被爆者実態調査の調査票中の P に関する「原爆投下当時の就業、就学状況」欄に「D 海軍 Q 部隊」との記載が、また、昭和 60 年度被爆者実態調査の調査票中の P に関する「原爆投下当時の就業のまたは就学状況」欄に「E 地」との記載があることから、審査請求人が

治療を受けたと主張しているPは、原子爆弾投下当時、応召中であったことが推測されるとしている。

そこで、Pの軍歴について、当審査会が審査庁に対し記録の有無を照会したところ、審査庁から同人の軍歴に関する「履歴書」が提出された。この資料によれば、Pは、昭和19年9月15日に召集された後、同年11月1日に「F海軍航空隊（E地）附」を、昭和20年2月1日に「G艦隊司令部（E地）附」を、同月20日に「H海軍航空隊（E地）附」を命じられ、昭和21年1月12日にE地からI地に上陸して帰国したことが認められる。

そうすると、Pは、昭和20年8月9日のA市への原子爆弾投下当時、J国（E地）に駐留しており、C地の自宅には居なかったのであるから、同人宅で同人の治療を受けた後に直接被爆したとの審査請求人の主張は、その根拠を欠くことになる。

(3) したがって、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	とみ
委	員	野	口	貴	公美